

議案第 1 4 1 号

さいたま市議会の議員又はさいたま市長の選挙における選挙運動用自動車等の
公営に関する条例及びさいたま市議会の議員又はさいたま市長の選挙における
ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市議会の議員又はさいたま市長の選挙における選挙運動用自動車等の公営
に関する条例及びさいたま市議会の議員又はさいたま市長の選挙におけるビラの作成
の公営に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 9 月 3 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市議会の議員又はさいたま市長の選挙における選挙運動用自動車等の
公営に関する条例及びさいたま市議会の議員又はさいたま市長の選挙における
ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

(さいたま市議会の議員又はさいたま市長の選挙における選挙運動用自動車等の公
営に関する条例の一部改正)

第 1 条　さいたま市議会の議員又はさいたま市長の選挙における選挙運動用自動車等
の公営に関する条例（平成 1 3 年さいたま市条例第 6 号）の一部を次のように改正
する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、
改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を
当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(選挙運動用ポスターの作成の公費の支払) 第 8 条　市は、候補者（前条の届出をした者に限る。 ）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である ポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該 契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの 1 枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号 に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところによ り算定した金額を超える場合には、当該各号に定 めるところにより算定した金額）に当該選挙運動	(選挙運動用ポスターの作成の公費の支払) 第 8 条　市は、候補者（前条の届出をした者に限る。 ）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である ポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該 契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの 1 枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号 に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところによ り算定した金額を超える場合には、当該各号に定 めるところにより算定した金額）に当該選挙運動

用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて、当該選挙区等におけるポスター掲示場の数に1.2を乗じて得た数（1枚未満の端数がある場合には、その端数は、1枚とする。）の範囲内のものであることにつき、市委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、市委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該ポスター作成業者に対し支払う。 (1) 当該選挙区等におけるポスター掲示場の数が500以下である場合 <u>586円88銭</u>に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に31万6,250円を加えた金額を当該選挙区等におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。次号において同じ。） (2) 当該選挙区等におけるポスター掲示場の数が500を超える場合 <u>30円73銭</u>にその500を超える数を乗じて得た金額に<u>60万9,690円</u>を加えた金額を当該選挙区等におけるポスター掲示場の数で除して得た金額	用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて、当該選挙区等におけるポスター掲示場の数に1.2を乗じて得た数（1枚未満の端数がある場合には、その端数は、1枚とする。）の範囲内のものであることにつき、市委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、市委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該ポスター作成業者に対し支払う。 (1) 当該選挙区等におけるポスター掲示場の数が500以下である場合 <u>541円31銭</u>に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に31万6,250円を加えた金額を当該選挙区等におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。次号において同じ。） (2) 当該選挙区等におけるポスター掲示場の数が500を超える場合 <u>28円35銭</u>にその500を超える数を乗じて得た金額に<u>58万6,905円</u>を加えた金額を当該選挙区等におけるポスター掲示場の数で除して得た金額
--	--

（さいたま市議会の議員又はさいたま市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部改正）

第2条 さいたま市議会の議員又はさいたま市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例（平成19年さいたま市条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（選挙運動用ビラの作成の公費の支払） 第4条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を	（選挙運動用ビラの作成の公費の支払） 第4条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を

超える場合には、当該各号に定める金額）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第142条第1項第5号に定める選挙の区分に応じた枚数の範囲内のものであることにつき、市委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき市委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。 (1) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が5万枚以下である場合 <u>8円38銭</u> (2) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が5万枚を超える場合 <u>5円62銭</u>にその5万枚を超える枚数を乗じて得た金額に<u>41万9,000円</u>を加えた金額を当該選挙運動用ビラの作成枚数で除して得た金額（1銭未満の端数がある場合には、その端数は、1銭とする。）	超える場合には、当該各号に定める金額）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第142条第1項第5号に定める選挙の区分に応じた枚数の範囲内のものであることにつき、市委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき市委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。 (1) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が5万枚以下である場合 <u>7円73銭</u> (2) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が5万枚を超える場合 <u>5円18銭</u>にその5万枚を超える枚数を乗じて得た金額に<u>38万6,500円</u>を加えた金額を当該選挙運動用ビラの作成枚数で除して得た金額（1銭未満の端数がある場合には、その端数は、1銭とする。）
--	--

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後のさいたま市議会の議員又はさいたま市長の選挙における選挙運動用自動車等の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後にその期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後のさいたま市議会の議員又はさいたま市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。